

# 福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針

令和2年12月

福岡県  
( 環境部自然環境課 )

## 福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針

### 第1 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

- 1 希少野生動植物種の保護の必要性
- 2 希少野生動植物種の保護に関する基本的考え方

### 第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

- 1 指定希少野生動植物種の選定方針
- 2 選定に当たっての留意すべき事項
- 3 指定希少野生動植物種の選定に関する提案

### 第3 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

- 1 個体等の範囲
- 2 個体等の取扱いに関する規制
- 3 その他の個体の取扱いに関する事項

### 第4 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

- 1 生息地等保護区の指定方針
- 2 管理地区の指定方針
- 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針
- 4 生息地等保護区等の指定に当たっての留意すべき事項

### 第5 保護回復事業に関する基本的な事項

- 1 保護回復事業の対象
- 2 保護回復事業の内容
- 3 保護回復事業の進め方

### 第6 その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項

- 1 外来種に関する施策
- 2 国及び他の地方公共団体との協力
- 3 県民等の理解と自発的な活動の促進
- 4 調査研究の推進

## 第1 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

### 1 希少野生動植物種の保護の必要性

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持している。また、食料、衣料、医薬品などの資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、個体群、種など様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保する必要性があるが、中でも種は、生態系を構成する基本単位であり、生物の多様性を確保する観点からも、その保護は極めて重要である。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、あるいは絶滅の危機に瀕している。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させるものである。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するため、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが必要である。

本県は、筑前海、有明海、豊前海の3つの海に囲まれ、英彦山や脊振山などの山々、福岡平野や筑後平野などの平地、遠賀川や筑後川などの河川など、豊かな自然環境に恵まれ、多様で変化に富む地勢の中に多種多様な野生動植物が生息又は生育しており、これらが、次代に継承すべき貴重な財産であるにも関わらず、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」で明らかのように、多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じている。

国においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」という。）に基づいた希少野生動植物保護施策が推進されているところであるが、種の保存法で保護の対象とされているのは、全国レベルで絶滅のおそれが高い種であり、本県の希少野生動植物種の保護のためには、種の保存法による保護に加えて、本県の実情を踏まえた総合的、計画的かつきめの細かい対策を実施することが必要である。

### 2 希少野生動植物種の保護に関する基本的考え方

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、開発行為等による生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の消滅や生息・生育環境の悪化、外来種による捕食の影響等である。種を絶滅の危機から救うためには、これらの圧迫要因を除去又は軽減するとともに、保護を図るべき種の生態的特性などの生物学

的知見に基づき、その個体の生息・生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、本県は、生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、希少野生動植物種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息・生育環境の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業を推進する。

希少野生動植物種の保護施策は、生物学的知見などに基づき、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、施策の推進に必要な調査研究を積極的に推進する。

これらの施策は、「福岡県生物多様性戦略」等を踏まえつつ、県、市町村、事業者、県民等の連携と協力のもと、各主体がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に推進することが必要である。このため、希少野生動植物種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるための普及啓発及び情報提供に努めるとともに円滑な協力体制づくりを推進する。

また、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営むものなど県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮するとともに、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する。

\*希少野生動植物種：「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」に掲載された種

## 第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

### 1 指定希少野生動植物種の選定方針

指定希少野生動植物種については、その本県における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある場合にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- ア 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 県内の分布域の相当部分で生息地又は生育地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 県内の生息地等の生息・生育環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 生息地等における過度の捕獲又は採取その他の事情により、その存続に支障を

- 来す事情がある種
- オ 里地里山の荒廃及び植生遷移の影響により、その存続に支障を来す事情がある種
- カ 上記アからオのほか、その存続に支障を来す特別な事情がある種

## 2 選定に当たっての留意すべき事項

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 外来種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと
- イ 原則として、福岡県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に属する種であること
- ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種であること
- エ 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退となる、若しくは学術的価値が高いものである等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定すること
- オ 県内において保護活動が現に行われている種、又は期待できる種を優先的に選定すること

## 3 指定希少野生動植物種の選定に関する提案

指定希少野生動植物種の選定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、希少野生動植物種の保護を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体からの提案については、十分に検討を行い、本県の生物多様性の保全に生かすよう努める。

## 第3 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

### 1 個体等の範囲

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年福岡県条例第42号。以下「条例」という。）に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」とする。）とする。

- ア 指定希少野生動植物種の個体並びにその種を容易に識別することができる卵及び種子
- イ 指定希少野生動植物種の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、その種を容易に識別することができるもの

## 2 個体等の取扱いに関する規制

### (1) 捕獲等の禁止

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種の保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。捕獲等には、指定希少野生動植物種の卵・幼虫等が現に生息している場所の改変等を含む。

### (2) 捕獲等の許可

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的のほか、教育目的、個体の生息・生育状況の調査、その他その種の保護に資すると認められる目的で行うものを除き、原則として許可しない。

### (3) 違法に捕獲等された個体の所持等の禁止

捕獲等の規制に違反し違法に捕獲された個体等の譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り、及び販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告（電子媒体を用いて行うことを含む）を行うこと（以下「譲渡等」という。）は禁止する。また、許可を受けて捕獲等された個体等であっても、本来の目的を逸脱する営利目的又は愛がん若しくは飼養目的による譲渡等は禁止する。

さらに、指定の効力を生じる前に捕獲されたもの等を除き、指定希少野生動植物種の個体等の所持を禁止する。

## 3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者は、その野生動植物種の保護の重要性に鑑み、その生息・生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

## 第4 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生息地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保障することである。このような見地から、指定希少野生動植物種の保護のため、その個体の生息・生育環境の保護を図る必要があると認められるときは、生息地等保護区を指定する。

### 1 生息地等保護区の指定方針

#### (1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、個々の指定希少野生動植物種ごとに指定する。

## (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方法

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその指定希少野生動植物種の個体が良好に生息・生育している場所、植生・水質・餌条件等の観点からその種の個体の生息・生息等環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きい場所について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。

生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護地区に指定するよう努める。

## (3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定希少野生動植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息地等に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその指定希少野生動植物種の個体が生息・生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

## 2 管理地区の指定方針

### (1) 管理地区指定に当たっての基本的な考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地又は生育基盤等その指定希少野生動植物種の個体の生息・生育にとって特に重要な区域を指定する。

### (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的な考え方

ア 条例第 26 条第 4 項第 7 号の知事が指定する野生動植物の種については、食草など指定希少野生動植物種の個体の生息・生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 条例第 26 条第 4 項 9 号の知事が指定する湖沼（人工湖を含む）又は湿原については、汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第 26 条第 4 項第 10 号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生動植物種の個体が損傷を受

けるなど現に指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第 26 条第 4 項第 11 号から第 15 号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごと知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物種の個体の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第 26 条第 4 項第 12 号の知事が指定する種については、現に指定希少野生動植物種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物種の交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 条例第 26 条第 4 項第 13 号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第 26 条第 4 項第 15 号の知事が指定する物質については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等、現に指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

### (3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定希少野生動植物種の個体の繁殖期間又は開花結実期間など必要最小限の期間とする。

## 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育及び個体群の存続のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の方針などを明らかにする。

## 4 生息地等保護区等の指定に当たっての留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう



適切に対処すること

イ 生息地等が明らかになることにより密漁等のおそれが増すと判断される場合は、指定の可否について慎重に検討すること

ウ 県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うこと。この際、土地利用に関する計画との適合及び県土開発に係る諸計画との調整を図ること

## 第5 保護回復事業に関する基本的な事項

### 1 保護回復事業の対象

保護回復事業は、指定希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

### 2 保護回復事業の内容

保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護回復事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる指定希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件を定める。

また、事業の内容として、採餌・繁殖条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を具体的に定める。

### 3 保護回復事業の進め方

保護回復事業計画に基づく保護回復事業は、県、国、市町村、事業者等の幅広い主体によって推進し、対象となる指定希少野生動植物種の個体の生息・生育状況を踏まえた科学的な判断に基づき、時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。

また、その実施に当たっては、順応的管理の考え方の下、対象となる指定希少野生動植物種の個体の生息・生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息・生育状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息・生育条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

\*順応的管理：計画における未来予測の不確実性を認め、継続的なモニタリング評価と検証によって、随時計画の見直しと修正を行う管理手法。

## 第6 その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項

### 1 外来種に関する施策

県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種（以下「侵略的外来種」という。）をみだりに放ち、若しくは植栽し、又はその種子をまくことを規制するとともに、外来種に関する調査研究及び情報の収集と提供、侵略的外来種の個体数の低減及び生息地又は生育地の縮小等、希少野生動植物種の保護のために必要な施策を講ずるよう努める。

### 2 国及び他の地方公共団体との協力

希少野生動植物種の保護に関する施策の実施に当たっては、県内の市町村はもとより、国及び他の都道府県との協力を積極的に行う。

### 3 県民等の理解と自発的な活動の促進

希少野生動植物種の保護を推進するためには、県民等の理解と協力が不可欠であることから、希少野生動植物種の現状や保護の必要性について、広報活動や環境教育を通じて、県民等の理解の促進が図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。

また、県民等や事業者、これらの者が組織する団体が行う希少野生動植物種の自発的な保護活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援を行うなどの措置を講ずる。

### 4 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護施策を的確かつ効果的に実施するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、野生動植物種の生息・生育状況、分布、生態、保護回復の手法その他施策の実施に必要な各分野の調査研究を、県保健環境研究所を中心に、学術研究者や希少野生動植物種保護推進員など有識者の協力を得て推進する。

\*侵略的外来種：主に「福岡県侵略的外来種リスト2018」に掲載された外来種